

会 議 録

会議録	平成 27 年度 第 7 回 長洲町教育委員会会議	
招集年月日	平成 27 年 8 月 28 日（金）午後 2 時	
招集場所	長洲町役場 3 階中会議室	
出席者	松本教育長、大山教育長職務代理者、木下委員、松岡委員、伊津野委員	
欠席者	なし	
職務説明責任者	松本学校教育課長、松林学校教育課長補佐	
会議録作成者	松林学校教育課長補佐を指名	
日程番号	事件番号	事 件 内 容
第 1		議事日程について
第 2		会議録署名委員の指名について
第 3	協議第 8 号	就学援助に関する準要保護者認定について【非公開】 (学校教育課)
第 4	報告第 18 号	外国語指導者の決定について (学校教育課)
第 5	報告第 19 号	生徒指導について【非公開】 (学校教育課)
第 6	報告第 20 号	全国学力・学習状況調査の公表について (学校教育課)

【会議録】

事務局：皆さまこんにちは。只今から、第 7 回長洲町教育委員会会議を開催いたします。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 1 項に基づき、会議の議事進行を教育長にお願いします。

教育長：はい、皆さまおはようございます。本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

あらかじめ、お諮りします会議の議題は、事前に通知したとおりでよろしいでしょうか。

各教育委員：はい。

教育長：次に、日程番号第 3、協議第 8 号の「就学援助に関する準要保護者認定について」及び日程番号第 4、報告第 19 号「生徒指導について」は、個人情報が含まれますので非公開議案として審議したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

各教育委員：はい。

教育長：それでは、日程番号第 1、議事日程について、本日 1 日間とします。よろしいでしょうか。

各教育委員：はい。

教育長：次に、日程番号第 2、会議録署名委員の指名について、松岡委員を指名します。

伊津野委員：はい。お受けいたします。

教育長：それでは、議事に入ります。日程番号第 3、協議第 8 号について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 3、協議第 8 号、「就学援助に関する準要保護者認定について」別紙について、協議方お願いします。平成 27 年 8 月 28 日提出、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

【非公開】

教育長：次に行きます。日程番号第 4、報告第 18 号について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 4、報告第 18 号「外国語指導者の決定について」このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 8 月 28 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

大山委員：インタラックからの 2 名の外国語指導者の年齢と配置はどうなるのか。

学校教育課長：ビヨン・ブラウンさんが 24 歳、マイケル・マンさんが 31 歳。派遣は、ビヨン・ブラウンが長洲中学校、マイケル・マンは腹栄中学校になります。
なぜ、分けたかといいますと、ブラウンはジャマイカ出身ですが、自転車に乗れないと、慣れていないということで、徒歩で長洲中学校にしています。でも、こちらに来て自転車に乗れるように練習してもらいます。

教育長：他にありませんか。

大山委員：学校との打合せは 9 月になるのか。

学校教育課長：会社が責任持って対応しますが、調整次第では、前もって連れてきます。
インタラックは、できれば、中学校だけでなく、小学校も含めて全部の学校に挨拶に来たいということでした。

と言うのは、J E T と民間では公的も含めて、こう違うんですよという部分があるので、まず、理解してもらわないといけないということで説明に来たいということです。

大山委員：業者の選考委員会に出てびっくりしたんですが、今までは、J E T の A L T と学校で話し合いでどういうふうに授業を進めて行くかと決めていた訳ですが、今回は、学校が会社のコーディネーターに伝えて、コーディネーターから指導者に業務命令の指示が下りると、本人と学校、あるいは英語の先生とのコミュニケーションというのが取れるのかどうか心配したのですが、出来るだけ、それに沿うようにしたいという話しではあったんですね。

学校教育課長：ある程度、会社の許可を受けないと、何でもかんでもというのは難しいですね。英語でしゃべらナイトの参加についても事前に話しをしたところ、参加は可能だが、代休扱いにしてほしいということでした。そうになると、学校に休みを 1 日入れないといけません。ですから、そういうこともありますので、英語でしゃべらナイトは何とか調整をいたしますが、度々に学校に穴を空けるといえるのは出来ませんので、皆さん方の感覚を切り替えていただかないといけません。

木下委員：教育的観点から学校に配置していただきたいということをおかなくとも思うが。会社は会社経営でいいから、学校との擦れ違いがないように。

学校教育課長：本人次第というところもあると思います。

教育長：他にありませんか。では次に行きます。日程番号第 5、報告第 19 号について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 5、報告第 19 号「生徒指導について」このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 8 月 28 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

【非公開】

教育長：次に行きます。日程番号第 6、報告第 20 号について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 6、報告第 20 号「全国学力・学習状況調査の公表について」このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 8 月 28 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：説明が終わりましたが、このような公表でいいのでしょうか。

大山委員：県別は出てませんか。

教育長：県別も資料に出てます。

木下委員：確認ですが、公表についての内容は、校長に見せられて、確認はとれてあるんですか。

教育長：はい。見せております。

木下委員：OK ですね。はい、それで結構です。

教育長：他にありませんか。なければ、これで第 7 回教育委員会会議を終了します。